

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	五九	○大規模小売店舗立地法第八條第七項の規定により変更の届出があった件	六〇
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	五九	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	六〇
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	六〇	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	六〇
○道路の区域を変更する件三件	六〇	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	六〇
○道路の供用を開始する件	六〇	○落札者を決定した件二件	六〇
○道路の供用を開始する件	六〇	○落札者を決定した件二件	六〇
○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	六〇	○任意契約の相手方を決定した件	六〇
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六〇	○任意契約の相手方を決定した件	六〇
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	六〇	○任意契約の相手方を決定した件	六〇
○障害者自立支援法による指定相談	六〇	○任意契約の相手方を決定した件	六〇
		○平成二十年四月二十二日付け定例第千九百七十二号中	六五

告 示

福島県告示第六百三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条第三項に規定

する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十年九月十九日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

榎葉町建設業協同組合 代表理事 渡邊 征

福島県双葉郡榎葉町大字井出字前沢五十番地の二

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県双葉郡榎葉町大字山田岡字カチグリ五十四番ほか六筆

三 産業廃棄物処理施設の種別

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七條第十四号に規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 廃プラスチック類

2 ゴムくず

3 金属くず

4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

5 がれき類

申請年月日

平成二十年八月二十七日

六 縦覧場所

1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

2 広野町町民課福祉環境グループ

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替二十五番地

3 榎葉町環境防災課

福島県双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂五番地の六

(産業廃棄物課)

福島県告示第六百三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年九月十四日救急病院として認定した。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名称

所在地

財団法人大原綜合病院 福島市鎌田字中江三三

附属大原医療センター

平成二十三年九月一三日

(医療看護課)

福島県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年九月十九日から同年十月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
二トリ郡山店 郡山市字城清水三十二

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 図2来店経路図による広域サインについて、市道歩道上に設置することはできません。

2 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。

3 郡山市では、平成二十年四月一日より、一郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。市や市民・事業者及び土地所有者等がそれぞれの役割を担い密接に連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等（含建物）においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

4 営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。

5 廃棄物の分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。

6 夜間照明による光害が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課、福島県南建設事務所及び福島県南会津建設事務所で平成二十年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前 敷地の幅員 （メートル）	変更後 敷地の幅員 （メートル）
			延	長

国道二八 九号	南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場平八四一番一地从先から 西白河郡西郷村大字真船字寺平二番一四地先まで	変更前	変更後						
		<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>一・〇</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>九・七</td> </tr> </table>	A	一・〇	B	九・七	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>一・〇</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>九・七</td> </tr> </table>	A	一・〇
A	一・〇								
B	九・七								
A	一・〇								
B	九・七								
		延	長						
		（メートル）	（メートル）						

（道路計画課）

福島県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

国道二八 九号	南会津郡下郷町大字大松川字塚ノ前乙五九六番三地从先から 同 郡同 町大字南倉沢字猪番場平八四番二地从先まで	変更前	変更後						
		<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>六・〇</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>四七・〇</td> </tr> </table>	A	六・〇	B	四七・〇	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>六・〇</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>四七・〇</td> </tr> </table>	A	六・〇
A	六・〇								
B	四七・〇								
A	六・〇								
B	四七・〇								
		延	長						
		（メートル）	（メートル）						

（道路計画課）

福島県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課、福島県南建設事務所及び福島県南会津建設事務所で平成二十年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月十九日

週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道二八 九号	南会津郡下郷町大字南 倉沢字猪番場平八四一 番一地从先から 西白河郡西郷村大字真 船字寺平二番一四地从 先まで	変更前 変更後	一・〇〇〇 三七・〇〇〇 九・七七〇 九・七七〇 九・〇〇〇	一〇、二五四・〇 五、八九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課、福島県南建設事務所及び福島県南会津建設事務所平成二十年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道二八九号	南会津郡下郷町大字大松川字塚ノ前乙五九六番三地从先から 同 郡同 町大字南倉沢字樋ノ口八二四番二地从先まで 南会津郡下郷町大字南倉沢字上風ヶ窪六〇四番一地从先から 同 郡同 町大字南倉沢字木賊八四四番一〇二地从先まで 南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場平八四一	平成二〇年九月二二日

番一地从先から
西白河郡西郷村大字真船字寺平二番一四地从先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百四十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区画を次のとおり指定した。
平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	区 間
県道二本松停車場線	二本松市本町二丁目一九九番一地从先から同市本町二丁目四六番一地从先までの上り線 二本松市本町二丁目二〇四番二地从先から同市本町二丁目四五番地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第四百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月五日
- 二 名称
NPO法人みんなのまーち
- 三 代表者の氏名
木目沢 善重
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市緑ヶ丘東二丁目十一番地の十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害ある人たちに対して、障害福祉サービス事業に関する事業を行い、

地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月八日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島成年後見サポートセンター
- 三 代表者の氏名
安藤 強
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市小名浜金成字砂田九番地の一定款に記載された目的
- 五 この法人は、福島県民に対して、成年後見制度に関する事業を行い、障害者・高齢者等の福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百九十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの主たる対象者
相談支援相馬事業所	福島県南相馬市原町区金沢字割田二二八	福島県南相馬市原町区桜井町一丁目七七	社会福祉法人福島県福祉事業協会	福島県双葉郡富岡町大菅字蛇谷須七九	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第四百九十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係るサービスの主たる対象者を変更した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更前のサービスの主たる対象者	変更後のサービスの主たる対象者
いわき母子訓練センター	いわき市平馬目字馬目崎五二	特定非営利活動法人母子通園センター	福島県いわき市平馬目字馬目崎五二	障害児	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第五百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次のとおり変更する旨の届出があった。なお、当該届出及びその添付書類を平成二十年九月十九日から平成二十一年一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド郡山北店 郡山市八山田第二土地区画整理事業施行区域内三十九街区
- 二 変更しようとする事項
交通に係る事項
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 届出年月日
平成二十年九月九日
- 四 届出をした者
株式会社東日本地所

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

公告第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 海藤 芳勝 南相馬市小高区井田川字南新田八三〇番地

（農村計画課）

公告第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

戸ノ口堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 菊地 孝 会津若松市高野町大字中沼字沼木五二七番地

（農村計画課）

公告第五百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津大川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 歌川 守 大沼郡会津美里町福重岡字八重松甲一〇六七番地

同 金上 守孝 同 郡同 町穂馬字ソリ川甲一五七〇番地

同 石田 健一 同 郡同 町字本郷甲二七五三番地

同 佐藤 庄一 同 郡同 町字荒井甲一五九八番地

同 菅井 孝 会津若松市北会津町蟹川二八六番地

同 金子 学 市北会津町真宮五六二番地

同 奈良橋 涉 市北会津町宮ノ下一七〇番地

同 関 隆雄 市北会津町中荒井二〇番地

同 大竹 優 市北会津町宮袋五五七番地

同 山本 美幸 市北会津町東小松二二四番地

同 小林 和洋 市北会津町天満三〇七九番地

同 荒川 岩夫 市北会津町下米塚六九五番地

同 山田 利美 大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地

同 伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地

同 新田 久 市北会津町二日町八五一番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 歌川 守 大沼郡会津美里町福重岡字八重松甲一〇六七番地

同 伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地

同 山本 美幸 市北会津町東小松二二四番地

同 山田 利美 大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地

同 木野 光一 同 郡同 町字黒川六番地

同 馬場 幹雄 同 郡同 町字大八郷乙六八番地

同 大竹 強 会津若松市北会津町石原三八七番地

同 須藤 和隆 市北会津町和泉四八〇番地

同 鈴木 勇 市北会津町今和泉一八九番地

同 秋山 秀樹 市北会津町本田五七番地

同 大竹 良一 市北会津町大島七五番地

同 佐々木千里 市北会津町柏原六六二番地

同 高橋 耕一 大沼郡会津美里町大石字柳窪前三〇二番地

同 大竹 孝一 会津若松市北会津町寺堀二四三番地

同 永田 和喜 同 市北会津町新在家二三四番地

（農村計画課）

公告第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

布藤堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 春日部良一 耶麻郡磐梯町大字磐梯字水口二五四〇番地

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年7月18日

(入札用度課)

公告第507号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成20年9月19日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
平成20年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年9月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本コムシス株式会社 東京都港区高輪三丁目23番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(入札用度課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年四月二十二日付け定例第九百七十二号中

二七二	上	後ろか	堰本二	梁川堰本第二
		ら八		